

令和 5 年 3 月 15 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人日本医師会

常任理事 宮川 政昭

（公 印 省 略）

独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルス対応支援資金の
令和 5 年 4 月以降の融資条件について（情報提供）

独立行政法人福祉医療機構の新型コロナウイルス対応支援資金につきましては、令和 4 年 9 月 30 日付文書「独立行政法人福祉医療機構による新型コロナウイルス対応支援資金の令和 4 年 10 月以降の融資条件について（情報提供）」（日医発第 1289 号）においてご案内しております。

今般、独立行政法人福祉医療機構より、新型コロナウイルス対応支援資金について、期限の延長（令和 5 年 3 月末日までから令和 5 年 9 月末日までに）と令和 5 年 4 月以降の融資条件の見直しが、別添の通り、公表されました。

融資条件の主な見直しは以下の通りです。

○無担保枠の見直し

		無担保貸付の限度額	
		令和 5 年 3 月末日まで	令和 5 年 4 月以降 令和 5 年 9 月末日まで
病院	3 割以上減収	6 億円	4 億円
	3 割未満減収	3 億円	2 億円
診療所	3 割以上減収	5 千万円	4 千万円
	3 割未満減収	4 千万円	4 千万円（変更なし）
介護老人保健施設、介護医療院		1 億円	5 千万円
助産所、指定訪問看護事業等		4 千万円	2 千万円

○コロナ対応医療機関等に限って措置されていた無利子枠の有利子化（注 1）

（注 1）「コロナ対応医療機関等」は、新型コロナウイルス感染症患者の受入、自宅・宿泊療養者に対する健康観察や診療の実施、医療人材の派遣等について、都道府県との間において、委託契約や協定の締結等を行った医療機関等となります。

○貸付対象となる減収等について、「前3年いずれかの年の同月と比較して減収又は利用者が減少している場合」から「前年又はコロナ前（注2）の同月と比較して減収又は利用者が減少している場合」に変更。

（注2）コロナ前とは、原則として平成31年2月から令和2年1月までとなります。

なお、独立行政法人福祉医療機構による物価高騰の影響を受けた施設等に対する優遇融資については、令和4年11月9日付文書「独立行政法人福祉医療機構による物価高騰の影響を受けた施設等に対する長期運転資金について」（日医発第1570号）をご覧ください。

また、今般、幅広い業種を対象とした日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付等につきましても、期限が延長（令和5年3月末日までから令和5年9月末日までに）となりました。

新型コロナウイルス感染症対策による医療機関が利用可能な主な金融支援措置につきましては、令和3年4月30日付文書（税経14）においてお知らせしておりますが、同文書の別添資料「経済産業省 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（パンフレット）については随時更新されていることから、以下のURLで最新情報をご確認ください。

- ・経済産業省「支援策パンフレット、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（目次の後の「主な新着情報」のページで、更新された内容が確認できます。）

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html#00>

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

（別添資料） 福祉医療機構ホームページ

- 福祉貸付事業・医療貸付事業 令和5年3月末までの新型コロナウイルス対応支援資金について、令和5年4月以降における新型コロナウイルス対応支援資金について（令和5年9月末まで）

https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/

- 福祉貸付事業・医療貸付事業 令和5年4月以降における新型コロナウイルス対応支援資金の融資条件について

https://www.wam.go.jp/hp/supportfund_covid0504/

WAM > 『新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設・医療関係施設等に対して、新型コロナウイルス対応支援資金のご融資を行っております』

福祉貸付事業・医療貸付事業

福祉貸付事業

医療貸付事業

経営サポート事業
リサーチ/セミナー/
コンサルティング

WAM助成
(社会福祉振興助成事業)

子供の未来応援基金

退職手当共済事業

心身障害者扶養保険
事業

WAM NET事業
(福祉保健医療情報サービ
ス事業)

承継年金住宅融資等
債権管理回収業務

年金担保債権管理回
収業務・労災年金担保
債権管理回収業務

旧優生保護法一時金
支払等業務

ハンセン病元患者家族
補償金支払等業務

福祉医療機構
各事業の基本 Q&A

福祉・医療貸付のご融資を
ご利用中のみなさまへ

電子申請

⇒ ご活用ください

WAM助成
e-ライブラリー
(電子図書館システム)

社会福祉振興助成事業で実施した過去の助成事業の概要や報告書などの成果物を検索して閲覧することができます。

〇令和5年3月末までの新型コロナウイルス対応支援資金について

本資金に係る現行の融資条件での取扱い、令和5年3月31日までの借入申込書受付分までとなりますのでご注意ください。
令和5年3月31日までの本資金に係る融資条件及びお申込み方法等の詳細につきましては、下記リンク先をご覧ください。

- [福祉貸付における新型コロナウイルス対応支援資金のお手続きのご案内](#)
- [医療貸付における新型コロナウイルス対応支援資金のお手続きのご案内](#)

【借入申込みにあたっての注意点】

1. 借入申込書及び添付書類は、必ず郵送でご提出ください。直接当機構にお持ち込みいただきましても受付できません。
(※)当機構に令和5年3月31日までに必着、投函日や消印の日は不可
2. 借入申込書及び添付書類に、不備や不足等がある場合、受付できませんので、郵送いただく前に記載例及び提出書類確認チェックリスト兼送付書にて必要な書類等を十分ご確認ください。
受付不可となった借入申込書一式については返却いたします。

〇令和5年4月以降の新型コロナウイルス対応支援資金について(令和5年9月末まで)

令和5年4月以降の新型コロナウイルス対応支援資金については、融資条件を変更したうえで、継続する予定です。(無担保貸付の限度額の変更やコロナ対応医療機関等の取扱いの終了など)

令和5年4月以降の本資金に係る融資条件及びお申込み方法等の詳細につきましては、下記リンク先をご覧ください。

- [令和5年4月以降における新型コロナウイルス対応支援資金の融資条件について](#)

【ご注意ください】

当機構の新型コロナウイルス対応支援資金をかたる不審な勧誘にご注意ください

当機構の新型コロナウイルス対応支援資金をかたる不審な訪問や電話等の情報が複数寄せられています。このような訪問・電話等による勧誘には十分ご注意ください。

当機構は、このような行為を行う団体等とは一切関係ありません。

【事例1】 機構への融資申込を代行し、**多額の手数料を受け取ろうとする事例**

- 【事例2】 融資額の1割を手数料として支払えば、**当機構の融資の半額の返済が不要になると虚偽の情報を提供し勧誘する事例**
- 【事例3】 **特定の団体を通じて申込み**をしなければ、当機構の融資が受けられないと虚偽の情報を提供し勧誘する事例
- 【事例4】 LINEを通じて、診療所等を経営する医師に向け、**多額の手数料を支払えば返済不要となる特別な融資枠があると虚偽の情報を提供し勧誘する事例**
- 【事例5】 医療機関に訪問のうえ、**偽造されたWAM身分証明書を提示して顧客を信用させ、返済不要の特別融資があると勧誘する事例** など
- 【事例6】 **慈善事業に寄付すれば**、借入金の返済が免除となる虚偽の情報を提供し勧誘する事例 など

詳しくは「[新型コロナウイルス対応支援資金に乗じた悪質な業者・不審な勧誘にご注意ください](#)」(PDF:76KB)をご覧ください

『新型コロナウイルス感染症の影響を受けた福祉関係施設・医療関係施設等に対して、新型コロナウイルス対応支援資金のご融資を行っています』

ご来訪いただかなくてもご相談、ご融資は可能です。ご不明な点があれば、まずは電話またはお問い合わせフォームでご連絡ください。※電話回線が混雑しており、お電話が繋がりにくい場合がございます。繋がらない場合には、ご迷惑をおかけしますが、[お問い合わせフォーム](#)をご活用ください。

福祉医療機構では、新型コロナウイルス感染症により事業停止等になった福祉関係施設・医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しております。詳細につきましては、以下をご覧ください。(当初5年間の無利子の取扱いは、令和4年9月30日の受付分をもって終了しました。)
また、当機構でご融資を受けた方の返済についても、ご相談に応じています。

1.福祉関係施設を運営されているお客様

- お申込みをされる方は[福祉貸付における新型コロナウイルス対応支援資金のお手続きのご案内](#)をご覧ください。

2.医療関係施設を運営されているお客様

- お申込みをされる方は[医療貸付における新型コロナウイルス対応支援資金のお手続きのご案内](#)をご覧ください。

3.現在、建築資金等をご返済中のお客様

過去に建物建設や備品購入のための資金をご利用いただき、現在ご返済中のお客様に対しては、返済猶予を実施しています。

- [福祉医療貸付における新型コロナウイルス感染症の影響による返済猶予のお手続きのご案内](#)

お問い合わせフォーム

- 福祉貸付事業の方は[新型コロナウイルス対応支援資金お問い合わせフォーム\(福祉貸付\)](#)へ
- 医療貸付事業の方は[新型コロナウイルス対応支援資金お問い合わせフォーム\(医療貸付\)](#)へ
- 返済猶予をご希望の方は[お問い合わせ\(顧客業務課\)](#)へ

※お名前の欄に法人名の記載もお願いいたします。

お問い合わせ先(融資のご相談・既往貸付の返済のご相談)

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

WAM > 令和5年4月以降における新型コロナウイルス対応支援資金の融資条件について

福祉貸付事業・医療貸付事業

令和5年4月以降における新型コロナウイルス対応支援資金の融資条件について

令和5年4月以降の新型コロナウイルス対応支援資金については、融資条件を変更したうえで、継続する予定です。(無担保貸付の限度額の変更やコロナ対応医療機関等の取扱いの終了など)

福祉貸付事業 融資条件<令和5年4月以降の借入申込書到着分>

融資条件		
貸付対象	前年又はコロナ前の同月と比較して減収若しくは利用者が減少又は自治体からの休止要請に対応など、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた場合	
償還期間 (据置期間)	15年以内(5年以内) ※据置期間は元金の支払猶予期間です。	
貸付利率	当初 5年間	6,000万円まで:基準金利 6,000万円超の部分:基準金利+0.8%
	6年目 以降	基準金利+0.8%
	● 実際の貸付利率は、令和5年4月以降における金利水準に基づき算定された利率が適用されます。 ● 現在の基準金利は 金利情報 を参照してください。	
貸付金の限度額	なし	
無担保貸付	2,000万円	

○ご融資には保証人(保証人不要制度(0.05%の利率を上乗せ)あり)が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【貸付対象に関する注意点】

- 貸付対象となる減収等については、「新型コロナウイルスの影響を受けた直近6ヶ月以内の月」と「前年又はコロナ前の同月」の実績を比較します。
「コロナ前の同月」とは、原則として平成31年2月から令和2年1月までとなります。

【資金使途】

- 新型コロナウイルス対応支援資金は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収の補てん等に充てる経営資金であり、人件費や経費に充てていただくものです。
- なお、本貸付金を既往借入金の繰上返済、建築資金への流用、他法人への流用又は転貸等に充てることは、目的外使用にあたり、繰上償還を求める可能性がございます。
- 創業して間もない場合の新規開業資金に充てていただくものではありません。

医療貸付事業 融資条件 <令和5年4月以降の借入申込書到着分>

融資条件(全施設共通)	
貸付対象	前年又はコロナ前の同月と比較して減収又は利用者が減少している等

福祉貸付事業

医療貸付事業

経営サポート事業
リサーチ/セミナー/
コンサルティングWAM助成
(社会福祉振興助成事業)

子供の未来応援基金

退職手当共済事業

心身障害者扶養保険
事業WAM NET事業
(福祉保健医療情報サービ
ス事業)承継年金住宅融資等
債権管理回収業務年金担保債権管理回
収業務・労災年金担保
債権管理回収業務旧優生保護法一時金
支払等業務ハンセン病患者家族
補償金支払等業務福祉医療機構
各事業の基本 Q&A WAM福祉・医療貸付のご融資を
ご利用中のみなさまへ

電子申請

→ ご活用ください

WAM助成
e-ライブラリー
(電子図書館システム)

社会福祉振興助成事業で実施した過去の助成事業の概要や報告書などの成果物を検索して閲覧することができます。

償還期間 (据置期間)	15年以内(5年以内) ※据置期間は元金の支払猶予期間です。
----------------	-----------------------------------

病院・診療所			
貸付利率	(1)病院		(2)診療所
	当初 5年間	(3割以上減収) 2億円まで:基準金利 (3割未満減収) 1億円まで:基準金利 上記を超える金額:基準金利+0.8%	(3割以上減収) 5,000万円まで:基準金利 (3割未満減収) 4,000万円まで:基準金利 上記を超える金額:基準金利+0.8%
	6年目 以降	基準金利+0.8%	基準金利+0.8%
	- 実際の貸付利率は、令和5年4月以降における金利水準に基づき算定された利率が適用されます。 - 現在の基準金利は金利情報を参照してください。		
貸付金の限度額		次の金額と「前年又はコロナ前の同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額	
		[病院] (3割以上減収)10億円 (3割未満減収)7.2億円	[診療所] (3割以上減収)5,000万円 (3割未満減収)4,000万円
無担保貸付		[病院] (3割以上減収)4億円 (3割未満減収)2億円	[診療所]4,000万円

介護老人保健施設・介護医療院・助産所・医療従事者養成施設・指定訪問看護事業			
貸付利率	介護老人保健施設、介護医療院		助産所、医療従事者養成施設、指定訪問看護事業
	当初 5年間	1億円まで:基準金利 1億円超の部分:基準金利+0.8%	4,000万円まで:基準金利 4,000万円超の部分:基準金利+0.8%
	6年目 以降	基準金利+0.8%	基準金利+0.8%
	- 実際の貸付利率は、令和5年4月以降における金利水準に基づき算定された利率が適用されます。 - 現在の基準金利は金利情報を参照してください。		
貸付金の限度額		次の金額と「前年又はコロナ前の同月からの減収額の12倍」のいずれか高い金額	
		1億円	4,000万円
無担保貸付		5,000万円	2,000万円

○ご融資には保証人(保証人不要制度(0.15%の利率を上乗せ)あり)が必要です。なお、所定の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

【貸付対象に関する注意点】

- 貸付対象となる減収等については、「新型コロナウイルスの影響を受けた直近6ヶ月以内の月」と「前年又はコロナ前の同月」の実績を比較します。
「コロナ前の同月」とは、原則として平成31年2月から令和2年1月までとなります。

【資金使途】

- 新型コロナウイルス対応支援資金は、新型コロナウイルス感染症の影響による減収の補填等に充てる長期運転資金であり、人件費や経費に充てていただくものです。
- なお、本貸付金を既往借入金の繰上返済、建設資金への流用、他法人への流用又は転貸等に充てることは、目的外使用にあたり、繰上償還を求める可能性があります。
- 創業して間もない場合の新規開業資金に充てていただくものではありません。

お問い合わせフォーム

- [新型コロナウイルス対応支援資金お問い合わせフォーム\(福祉貸付\)](#)
- [新型コロナウイルス対応支援資金お問い合わせフォーム\(医療貸付\)](#)
- 返済猶予をご希望の方は[お問い合わせ\(顧客業務課\)](#)へ

※お名前の欄に法人名の記載もお願いいたします。

お問い合わせ先(融資のご相談・既往貸付の返済のご相談)

福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862

医療貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-863

※携帯電話等でつながらない場合：03-3438-0403

[ページのTOPに戻る](#)